

宝塚市の広報板にポスターを掲示するためには

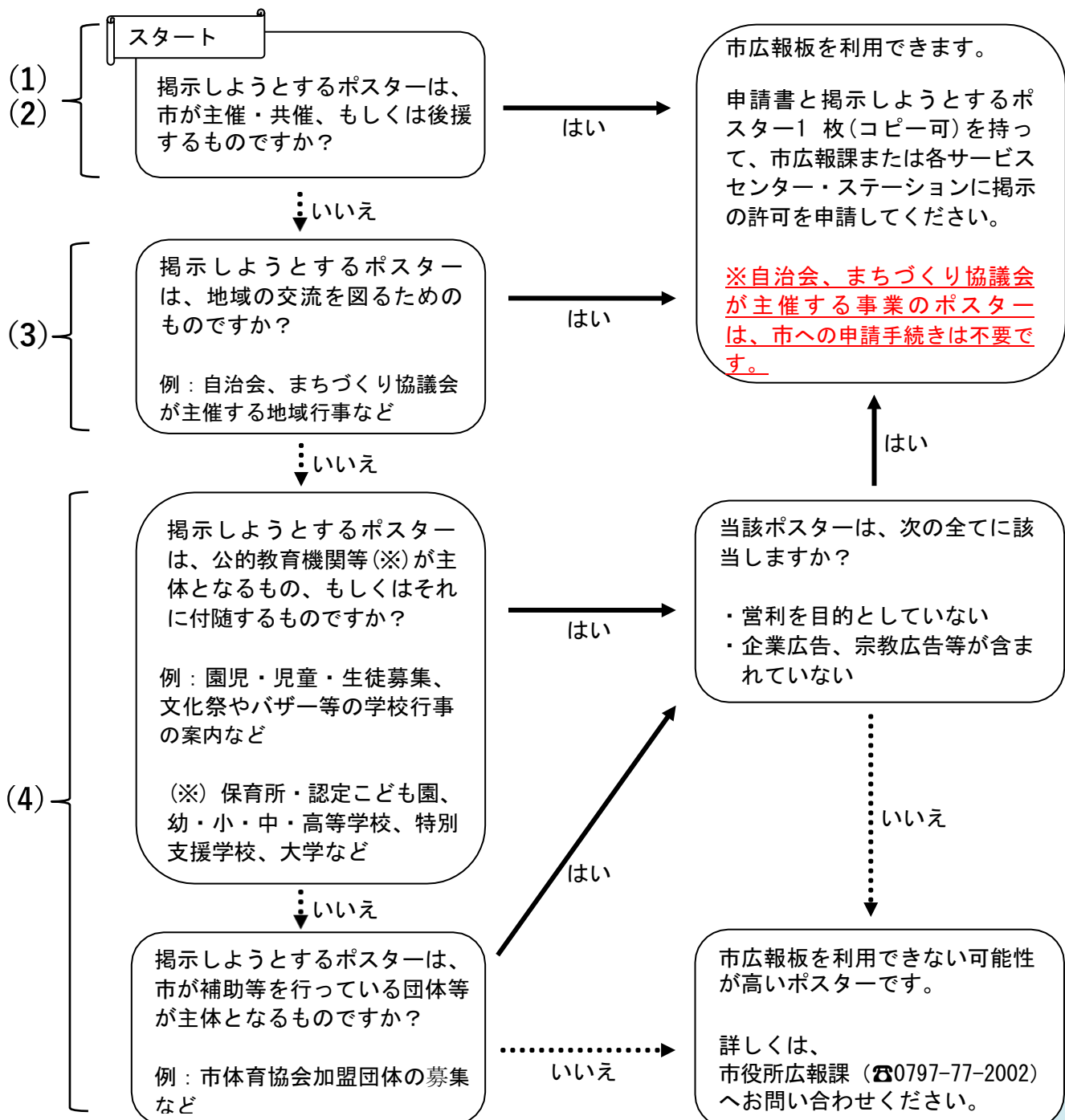
1 掲示を許可できるもの

宝塚市広報事務取扱規定 第 8 条の規定に基づき、掲示しようとするポスターが次のいずれかに当てはまる場合は、市広報板を利用できるものとします。

- (1) 市が主催・共催する事業（イベント・行事など）のポスター
- (2) 市が後援する事業（イベント・行事など）のポスター
- (3) 自治会・まちづくり協議会が主催する事業（イベント・行事など）のポスター
- (4) その他、市が掲示を許可するもの

掲示許可早分かりフローチャート

「はい」の場合は → へ、「いいえ」の場合は▶ へ進んでください。



2 掲示できる期間およびポスターのサイズ・枚数

(1) 掲示できる期間

毎月4 日～月末日

重要 業者によるポスターの張り替え作業について

毎月 1 日～3 日(以下「張り替え作業期間」といいます)は、市広報板管理業者(宝塚市シルバー人材センター)が掲示物の張り替え作業を行います。当該期間中に掲示するとポスターがはがされてしまう可能性があるため、必ず張り替え作業期間後に掲示してください。

なお、張り替え作業期間外であれば、いつでも掲示作業が可能です。

※「自治会・まちづくり協議会が主催する事業のポスター」は、業者がポスターを撤去(廃棄)することはありません。

(2) 掲示できるポスターのサイズ・枚数

(ア) サイズ

A3 判(30cm×42cm)を上限とします。

(イ) 枚 数

最大80 枚(A3判は40枚)まで申請できます。ただし、掲示スペースが限られるため、申請した全てのポスターを掲示できない場合があります。

3 広報板の使用許可申請からポスターの掲示・撤去までの流れ

次の(1)～(4)の手順に沿って市広報板をご利用ください。

(1) 掲示の可否を判断

「1 掲示を許可できるもの(掲示許可早分かりフローチャート)」を参考に、掲示しようとするポスターが掲示可能なものかどうかを判断してください。

判断に迷う場合は、市役所広報課(☎0797-77-2002)へお問い合わせください。

(2) 掲示許可の申請手続き

掲示しようとするポスターが「掲示を許可できるもの」にあたる場合は、主催者等が申請書(市ホームページからもダウンロード可)と掲示しようとするポスター1 枚(コピー可)を持って、市役所広報課または各サービスセンター・ステーションに掲示の許可を申請してください。上記2点を添付し広報課にメールで申請することも可能です。

「自治会・まちづくり協議会が主催する事業のポスター」は、市への申請手続きは不要です。

(3) ポスターの掲示

掲示の許可がおりれば、申請者がポスターの掲示を行ってください（「市が主催・共催する事業のポスター」を除く）。掲示の際には、下記「4 市広報板利用にあたっての注意点」に記載する事項を必ず守ってください。

なお、市広報板の所在地は、市ホームページの「宝塚市地図情報」（下記からリンク）から確認できるほか、市役所広報課で所在地図を配布しています。

※ 下記URL から「宝塚市地図情報トップページ」へリンクします。

<http://www2.wagmap.jp/takarazuka/top/>

- 操作手順
- ① 「各種地図選択」の「公共施設情報」をクリック
 - ② 注意事項を確認後、「同意する」のボタンをクリック
 - ③ 施設のカテゴリで「市役所」を選択
 - ④ 「市広報板」のチェックボックスにチェックを入れて絞り込み検索

(4) ポスターの撤去

掲示期間が経過したポスターは、広報板管理業者が撤去（廃棄）します。ポスターの返却はしませんので、必要な場合は、業者による次の張り替え作業期間（毎月 1 日～3 日）の前に、ご自身でポスターを回収してください。

ただし、「自治会・まちづくり協議会が主催する事業のポスター」などで、市への申請書の提出なく掲示した場合には、広報板管理業者はポスターを撤去（廃棄）しませんので、主催者がポスターの撤去を行ってください。

4 市広報板利用にあたっての注意点

- ・ 掲示許可期間以外の日には、ポスターを掲示しないでください。
- ・ 重ね張りや枠外張りなど、無理な掲示はしないでください。
- ・ ポスターの破損を避けるため、できるだけ光沢紙の使用やラミネート加工をしてください。
- ・ 不明点等は市役所広報課（☎0797-77-2002）へお問い合わせください。

5 参考

掲示物の種類別に市広報板利用にあたってのポイントをまとめましたので、参考にしてください。不明点等は市役所広報課（☎0797-77-2002）へお問い合わせください。

掲示物の種類	掲示できる期間	申請手続き	ポスターの掲示・撤去
(1) 市が主催・共催する事業のポスター	毎月 4 日 ～ 月末日	必要	掲示・撤去とも、広報板管理業者が行う
(2) 市が後援する事業のポスター		必要 主催者等が下記①②を、市役所広報課・各サービスセンター・ステーションへ提出するか、広報課へメールを送信してください。 ①申請書 ②掲示しようとするポスター1枚（コピー可）	掲示・撤去とも、申請者が行う（※） （※）ただし、翌月の張り替え作業期間まで掲示されているものは、広報板管理業者が撤去します。
(3) 自治会・まちづくり協議会が主催する事業のポスター	※(1), (2)は業者による張り替え作業期間（毎月1日～3日）は、掲示不可。	不要	掲示・撤去とも、主催者等が行う
(4) その他、市が掲示を許可するもの		必要 主催者等が下記①②を、市役所広報課・各サービスセンター・ステーションへ提出するか、広報課へメールを送信してください。 ①申請書 ②掲示しようとするポスター1枚（コピー可）	掲示・撤去とも、申請者が行う（※） （※）ただし、翌月の張り替え作業期間まで掲示されているものは、広報板管理業者が撤去します。